

就学援助制度のお知らせ

砥部町教育委員会

砥部町では、経済的な理由で小・中学校に児童生徒を就学させることが困難な保護者に対して、学用品費や給食費などの援助を行っています。

1 申請方法

希望される保護者は、就学援助申請書に必要事項を記入して、必要書類を添えて、お子さまが通っている学校へ提出してください。なお、兄弟で町内の別の学校に通学している場合は、中学校に提出してください。

2 就学援助の対象となる方

以下のいずれかに該当する方

※生活保護を受給している方は修学旅行費と医療費のみ支給対象です。(お申し出は不要です。)

	申請理由	必要書類	備考
1	生活保護の停止又は廃止	生活保護廃止通知書(写) 又は生活保護停止通知書(写)	申請年度の4月1日以降に停止・廃止になった方が対象(世帯状況変更による廃止者は除く)
2	市町村民税の非課税 <u>(障がい者、未成年者、ひとり親家庭のみ)</u>	※1 町県民税課税(所得)証明書 R7.1.1 現在砥部町に住民票がある方は、町県民税課税(所得)証明書の提出は不要。ただし、申請者が世帯主でない場合及び生計同一世帯がいる場合は、就学援助制度申請に伴う同意書(様式第2号-2)が必要。	申請時に18歳以上の世帯全員の町民税が所得割額・均等割額とともに0円の方が対象
3	市町村民税の減免(災害)	通知書(写)	申請年度の4月1日以降に火災、地震等の災害により減免された方が対象
4	個人事業税の減免(災害)	通知書(写)	申請時に火災、地震等の災害により減免された方が対象
5	固定資産税の減免(災害)	通知書(写)	申請年度の4月1日以降に火災、地震等の災害により減免された方が対象
6	国民年金の掛金の全額免除	国民年金保険料免除申請承認通知書(写) 又は国民年金保険料免除理由該当通知書(写)	申請時に世帯及び生計同一者全員が国民年金保険料を全額免除されている方が対象
7	国民健康保険料の減免(災害)又は徴収の猶予	通知書(写)	申請時に世帯全員が国民健康保険に加入し、保険料を減免・徴収猶予されている方が対象
8	児童扶養手当の支給	申請者が世帯主でない場合及び生計同一世帯がいる場合は、就学援助制度申請に伴う同意書(様式第2号-2)又は令和7年度児童扶養手当証書の裏面(氏名・住所等が記載されている所の写)	申請時に児童扶養手当の支給を受けている方
9	生活福祉資金の貸付け	生活福祉資金貸付決定通知書(写)	申請時に低所得世帯等を対象とする社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付の決定を受けた方
10	その他 経済的理由	町県民税課税(所得)証明書又は納税証明書(上記2同様) 就学援助申請に係る調書(様式第2号-1) ※民生児童委員の意見も必要	世帯全員の総所得額が、世帯人数と年齢構成ごとに算定される認定基準額を下回る方

※1 町県民税課税(所得)証明書は、令和7年1月1日にお住まいの市区町村で取得してください。

※就学援助制度での「世帯」とは、同一住所にお住まいの生計を同一にしている全員を意味します。生計を同一にしている方が同一住所で世帯分離により住民票を別にしている場合や、単身赴任等により別居している場合も「世帯」に含みます。

※調書(様式第2号-1)又は同意書(様式第2号-2)が必要な方は、学校にご連絡ください。

3 申請の受付時期

	対象者	申請の受付時期	認定日
当初認定 (年度の初めから認定される場合)	在校生	1月	4月1日
	新1年生	4月	
追加認定 (年度の途中から認定される場合)	在校生	随時 認定日により一部支給できなくなる援助費があります。	認定月の1日(ただし、要件を満たしていない場合は、要件を満たした日から)

4 援助内容 【参考】令和7年度援助額単価(年額)

区分		小学校	中学校	支払時期
学用品費・通学用品費 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	第1学年	13,230円	25,040円	学期毎
	その他の学年	15,500円	27,310円	
新入学児童生徒学用品費		57,060円	63,000円	5月～6月頃
修学旅行費		実費	実費	旅行終了後
通学費		実費	実費	学期毎
学校給食費		食数分	食数分	毎月
医療費		実費	実費	診療後
体育実技用品費(柔道)		一	実費(上限7,650円)	購入後
クラブ活動費		実費(上限2,760円)	実費(上限30,150円)	学期毎
生徒会費		実費(上限4,650円)	実費(上限5,550円)	学期毎
P T A会費		実費(上限3,450円)	実費(上限4,260円)	学期毎
卒業アルバム代等		実費(上限11,000円)	実費(上限10,000円)	年度末
オンライン学習通信費		実費(上限12,000円)	実費(上限12,000円)	学期毎

5 申請理由 10 その他 経済的理由の基準額

収入見込額から社会保険料支払額等を控除した額が認定基準額(生活保護法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1.3倍)を超えない方

所得目安(所得=収入-必要経費等)

※あくまでも目安であり、個別の状況により、同所得でも援助を受けられないことがあります。

父母30代 小学生1人の場合 年間約240万円

父母30代 中学生1人の場合 年間約250万円

父母30代 小学生1人、中学生1人の場合 年間約310万円

6 お願い

就学援助の受給中に、経済状態が良くなったり、生活状態が申請時と大きく変わったりしたなどの理由により、就学援助を受ける必要がなくなった時は、すみやかに学校へお申し出ください。

(受給要件を満たしていないことが判明した場合、就学援助費を返還していただきますので、あらかじめご了承ください。)

7 お問い合わせ先

お子さまの通う学校又は砥部町教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

麻生小学校 089-956-0516

砥部小学校 089-962-2030

砥部中学校 089-962-2008

宮内小学校 089-962-2072

広田小学校 089-969-2417

学校教育課 089-962-4820